

上天草市工事書類簡素化試行要領

(目的)

第1条 この要領は、土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、受注者に対し提出を求めていた工事書類について、提出基準の見直しによる簡素化を行い、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 この要領は、上天草市が発注する建設工事のうち、当初設計金額が130万円を超える工事を対象とする。

(実施内容)

第3条 発注者及び受注者は、別表「工事書類簡素化一覧表」に基づき、工事書類の簡素化を実施するものとする。

(その他)

第4条 この要領の実施において、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題や疑義が生じた場合は、速やかに監理課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。